

〔中央環境審議会〕
〔循環型社会計画部会〕
〔ヒアリング資料〕

循環型社会形成に関する取組について

平成14年5月21日
農林水産省

目 次

. 現状の取組	
1 . 農林水産行政の理念の変遷	1
2 . 農林水産業と物質循環の位置づけ	2
3 . バイオマス資源等の利用の現状	4
(1) バイオマス資源の循環	4
(2) その他の廃棄物のリサイクル	6
4 . 循環型社会に向けた施策の概要	7
(1) 食品リサイクル	7
(2) 環境保全型農業の推進	9
(3) 木材・木質資源の利用の促進	11
. 今後の展開	12

．現状の取組

1．農林水産行政の理念の変遷

旧農業基本法（S36）は、当時の社会経済の動向や見通しを踏まえ、農業と他産業の間の生産性と生活水準の是正を目標に農業の発展と農業従事者の地位の向上を目指し制定。

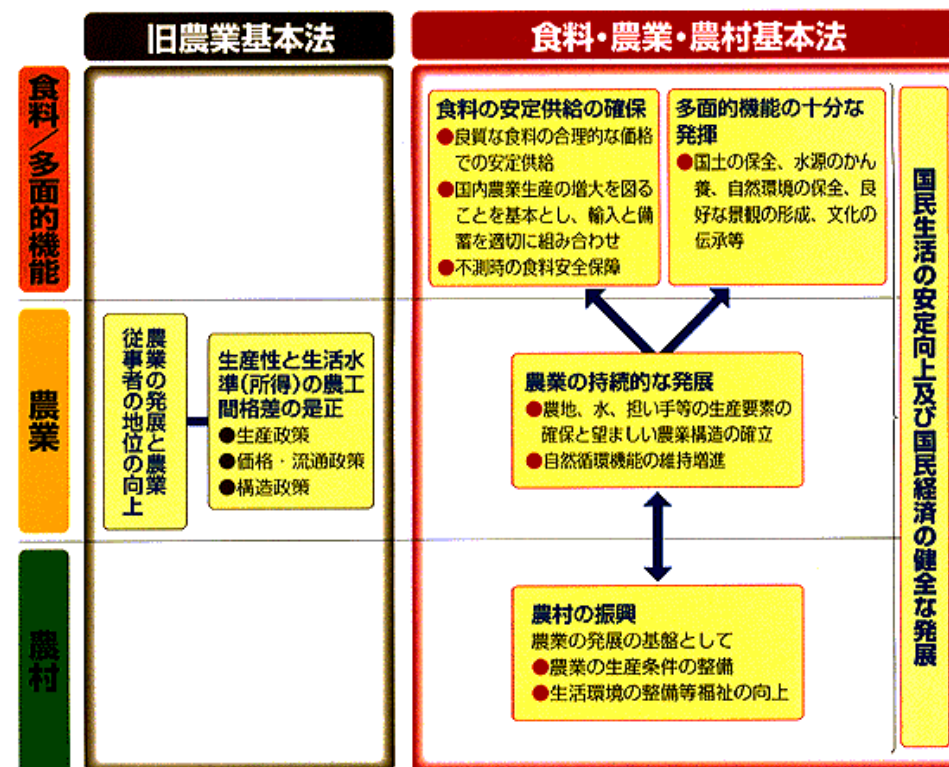
しかし急速な経済成長、国際化の進展等により基本法制定当時には想定できなかった、食料自給率の低下、農業者の高齢化・農地面積の減少や農村の活力の低下など、我が国食料・農業・農村をめぐる状況は大きく変化。

一方、農業・農村に対し、安全な食料の安定的な供給に対する要請や、国土や環境の保全、文化の伝承などの多面的機能の発揮など、その役割に対する期待の高まり。

このため平成11年に、食料の安定的供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興を基本理念とした「食料・農業・農村基本法」を制定。

また、林業、水産業についても持続的な発展を目指し、「森林・林業基本法」（H13）、「水産基本法」（H13）を制定。

【新旧基本法の理念】



2. 農林水産業と物質循環の位置づけ

(1) 食料・農業・農村基本法では、食料の安定供給の確保のため、

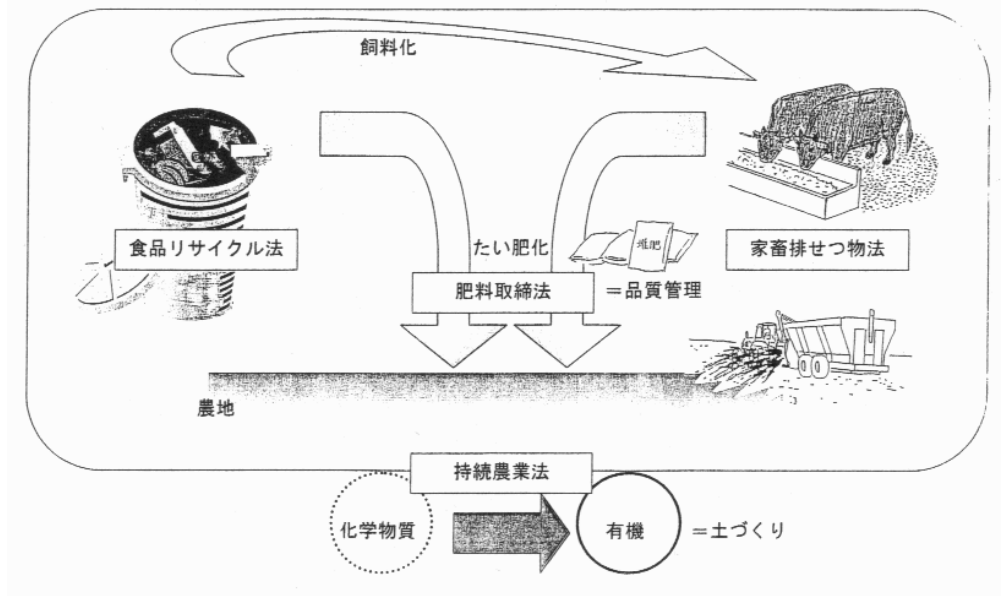
- ・農業生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ること
- ・我が国農業の持続的な発展を図るため、農業の「自然循環機能の維持増進」が不可欠であること
- ・食品産業の健全な発展のため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮した農業との連携を推進すること

を明記。

これに沿い、

- ・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (H11)
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (H11)
 - ・肥料取締法 (H11改正)
 - ・食品循環資源の再生利用の促進に関する法律 (H12)
- 等に基づく施策を展開。

【食料・農業・農村基本法における循環施策の概要】
(第17条・第32条)



3. バイオマス資源等の利用の現状

(1) バイオマス資源の循環 (農林水産業関連廃棄物等の利用・処理)

ア. わら類等(稲わら、麦わら、もみがら)

稲わら・・・家畜飼料、たい肥・敷料、土壌中へのすき込み

麦わら・・・たい肥・敷料、すき込み

もみがら・・・たい肥・敷料

イ. 家畜排せつ物

家畜排せつ物・・・たい肥・液肥

【農林水産業関連廃棄物等の利用・処理】

わら類等の発生量及び処理量(平成12年度)

(単位:万トン)

種類	発生量	飼料	すき込み	堆肥・敷料	その他	
						焼却
稲わら	955	96	644	125	89	43
麦わら	90	-	33	27	31	22
もみがら	208	-	-	88	120	29
わら類等	1,253	96 (8%)	677 (54%)	240 (19%)	240 (19%)	94 (8%)

資料:生産局調べ

家畜排せつ物のリサイクルの現状(平成12年度推計)

家畜排せつ物の発生量	約9,100万t
たい肥・液肥利用	約8割
その他	約2割

資料:農林水産省推計

注1)発生量は、牛、豚及び鶏のもの。

注2)その他の約半分が野積み・素掘り

ウ．木質系廃材

製材工場等廃材・・・木材チップ、敷料、たい肥、燃料

製材工場等から発生する残廃材の利用状況（平成10年）
単位：万m³

区分	利用状況						焼棄却
	木材チップ	家畜敷料	堆肥	燃料	その他	計	
合計 1,513 (100%)	540 (36%)	395 (26%)	105 (7%)	335 (22%)	38 (2%)	1,413 (93%)	100 (7%)

資料：財団法人 日本木材総合情報センター
「木質系残廃材を原料とするチップ製造業」

エ．食品廃棄物

食品廃棄物・・・肥料化、飼料化、焼却処分

食品廃棄物の発生及び処理状況（単位：万トン）

	発生量	処 分				
		焼却処分	再資源化			計
			肥料化	飼料化	その他	
一般廃棄物	1,600	1,595	5	-	-	5
うち事業系	600	(99.7%)	(0.3%)	-	-	(0.3%)
うち家庭系	1,000					
産業廃棄物	340	177	47	104	12	163
		(52%)	(14%)	(31%)	(3%)	(48%)
事業系合計	940	775	49	104	12	165
合計から家庭系一般廃棄物を除く		(83%)	(5%)	(11%)	(1%)	(17%)
合 計	1,940	1,772	52	104	12	168
		(91%)	(3%)	(5%)	(1%)	(9%)

（平成8年厚生省資料等から推計）

オ．農業集落排水汚泥

農業集落排水汚泥・・・たい肥化、焼却処分

農業集落排水汚泥

- ・農業集落排水汚泥の発生量は、年間約62万トン（濃縮汚泥ベース、H12年度）。

（利用・処理状況）

- ・市町村、一部事務組合が主体となり、約22%が農地還元。